

検討項目	論点	委員意見
6. 女性と年金 ①女性のライフスタイルの変化と給付設計の在り方	○女性のライフスタイルが多様化する中、年金制度の給付設計についてどう考えるか。 ○給付設計を個人単位とした場合に、女性の年金保障をどうとらえるか。	<b>【制度の給付設計の単位・モデルを見直すべきとする意見】</b> ・制度間の負担方式が異なる中、配偶者の加入する制度により被扶養者の年金が変わることは不相当で、制度の個人単位化を図るべき。(今井) ・夫婦につき、保険料納付記録を2分2乗すべき。遺族年金は選択制とすべき。(大澤) ・男性稼ぎ主、専業主婦モデルには矛盾がある。不合理かつ選択に中立的でない。(大澤)
②第3号被保険者制度	○女性の就労の進展等、経済社会情勢の多様な変化の中で、現在の第3号被保険者に係る給付や負担の在り方をどう考えるか。	<b>【第3号被保険者制度の見直しが必要とする意見】</b> ・就労時間や賃金率を調整して制度に依存するようになり、それによって女性全体の賃金水準が低下するなど、第3号被保険者制度などの制度が、男女の経済力の平等化を阻害している。(大澤) ・短時間労働者に厚生年金の適用拡大を実施する場合には、公平性の観点から第3号被保険者制度の見直しが必要。＜再掲＞(井手)  <b>【個人単位化を評価する意見】</b> ・所得分割方式による個人単位化がもっとも合理的。(山崎) ・長期的には賃金分割案も検討していくことが必要。(堀)  <b>【第3号被保険者に一定の負担を求める意見】</b> ・第3号被保険者制度を育児・介護期間中の被扶養配偶者に限り、その他の被扶養配偶者は一定額負担すべき。(今井) ・昭和60年以前は専業主婦の7割が任意で年金保険料を納めており、負担能力はあるという指摘があったことなどを踏まえ、第3号被保険者制度は見直すべきである。(井手)  <b>【第3号被保険者の給付面で調整すべきとする意見】</b> ・英米では、所得が一定の水準未満の者は強制加入の対象とならないが、被保険者の配偶者には被保険者に給付される年金額の一定割合が給付される。第3号被保険者についても、同様に、給付の面で調整することが考えられるのではないか。(神代)  <b>【負担能力に欠ける者への配慮が必要とする意見】</b>

- ・現在の日本は、片働き世帯と、妻が補助的就労の共働き世帯がかなり存在する。就労する者のみに個人単位の年金を支給するのは、就労しない者の年金保障に欠ける。負担能力の欠ける、あるいは低い者への保険料賦課は困難であり、まずは女性に不利な雇用・就労の改善が最重要課題。(堀)

**【基礎年金の税方式化が第3号被保険者の問題を解決するとする意見】**

- ・基礎年金の税方式への転換は、男女ともに人生を通じて多様な働き方をするようになった時代に適した抜本的な改革のひとつとして有効。第3号被保険者問題の解決に資する。〈再掲〉(井手)
- ・基礎年金について間接税方式とすることで、第3号被保険者問題なども克服できることになる。(矢野)

検討項目	論点	委員意見
7. 公的年金と私的年金の役割分担	○私的年金は、公的年金を補完して、多様化したニーズに対応する役割を果たしており、それぞれの役割を踏まえ、公的年金を土台として、両者を組み合わせて老後の収入を確保するという位置付けについてどう考えるか。	<p><b>【公的年金の役割を再考すべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金資金の株式運用によるメリットと公的主体による資金運用のデメリットを考えれば、私的年金の割合を増やすべき。公的な賦課方式部分を減らし、私的な部分を拡充することで、①人口構成の変化に弱い賦課方式の問題を緩和する効果、②自己責任を重視した年金を一部導入できる効果、③公的年金の運用額が金融市場の規模に比べて大きすぎるといった問題の一部解消が期待される。2階部分を薄くしていき、税制上の措置等により、既存の確定拠出年金をふくらませていく方向が望ましい。(翁)</li> <li>公的年金、企業年金、個人年金のバランスをもう一度考えることが必要。公的年金の代替率は高すぎるので、30%程度に引き下げていくべき。自助(個人年金)の役割が限定的である点は再検討する必要がある。(若杉)</li> <li>公的年金を取り巻く客観的状況を考えると、今後は、国民一人ひとりが自立・自助の精神に立脚して現役時代に老後の準備をすることを社会の規範とすべき。(岡本・矢野)</li> </ul> <p><b>【私的年金の基盤整備が重要とする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金制度のカバーする範囲が縮小せざるを得ないことから、自助・共助に対する政策インセンティブ、とりわけ私的年金に対する税制上の支援措置(特別法人税の撤廃、確定拠出年金の利便性の向上等)を高める必要がある。(岡本・矢野)</li> </ul> <p><b>【公的年金の役割の再考には慎重な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会保障給付を切り下げても、私的負担に振り替えられるだけである。(大山・山口・向山)</li> </ul> <p><b>【公的年金の役割を明示することが必要とする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金が保証するのはここまでだと若い世代に情報提供したほうがいい。足りない分は自助努力や市民間の支えあい(共助)で用意することができる。そのための環境整備も必要。(杉山)</li> </ul>

検討項目	論点	委員意見
8. 国民年金保険料の徴収	○国民年金保険料について、どのように収納対策の強化に努めていくか。	<p><b>【国民の年金に対する不信感を払拭することが必要とする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金に入っていないければ損だということを知ってもらうことが必要。(近藤)</li> <li>入らないと自分が損をするということを強調して勧誘していくべき。また、そういう魅力ある制度にしなければならない。(若杉)</li> <li>世代間、世代内の不公平を解消することが何より効果がある。既に相当程度の事務費をかけており、さらに納付督励策の事務コストを上乗せするのであれば、費用対効果を見た対策が必要。(井手)</li> </ul> <p><b>【保険料納付は国民の義務であるという立場から収納対策を強化すべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金の悪質滞納者については、少なくとも国民健康保険並みの滞納処分を行うべき。あわせて、未納者については、個人年金・生命保険の保険料控除の適用を除外すべき。(山崎)</li> <li>社会保険料と租税の一体的徴収を早期に実現するための検討を行うべき。(岡本・矢野)</li> <li>督促を行っても納付しない者に対しては滞納処分を行うべき。また国民皆年金の下では保険料納付は国民の義務であること、義務を果たさない者に対してはペナルティーがあることを明確に教育するべき。(矢野)</li> <li>悪質な滞納者に対しては、滞納処分を行うべき。また、学校教育の場では、なぜ保険料を納めなければならないのか、明快な説明が求められる。(渡辺)</li> </ul> <p><b>【保険料の時効の延長を検討するべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2年で時効となっている現行制度は、税と同様に5年の時効に改めるべき。(矢野)</li> <li>2年間の時効は短すぎるのではないか。(杉山)</li> </ul> <p><b>【年金についてのアドバイスを通じて保険料納付を促進していくべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に「トータルライフチェック」を行うようなアドバイス・教育機能を用意し、納付の実績や将来の受給見込みなどを自己確認できる仕組みを通じて、保険料納付を促していくべき。(杉山)</li> </ul>

検討項目	論点	委員意見
9. 年金改革と他の社会保障制度改革	○他の社会保障制度などとの関係で、年金の給付と負担の水準をどうとらえるべきか。	<p><b>【給付と負担の水準は総合的に考えるべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担水準については、他の社会保険料や税負担全体を考慮することが必要。(堀)</li> <li>・医療、介護、年金のトータルの組み合わせで給付を見ていくことも必要。(杉山)</li> <li>・給付水準の設定に当たっては、医療、福祉、税制との関連を含めた総合的な検討が必要。(山崎)</li> <li>・公的年金以外の収入を含めて、高齢世代と現役世代の実質的な均衡が図られるように、給付と負担の水準を設定すべき。(山崎)</li> <li>・少子化対策や雇用対策、税制等の様々な施策と有機的に連携させて議論を進めるよう関係各所に働きかけていくことが必要。(翁)</li> </ul> <p><b>【国民負担率の上昇を抑制すべきとする意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・介護等を含めた現在の社会保険料負担は既に現役世代、企業にとって相当重く、安易な社会保険料の引上げを行うことなく、国民負担率の上昇を極力抑制していく必要がある。(岡本・矢野)</li> </ul>

(敬称略)